

工事番号 : 市 2 6 — 3 7

工事件名 : 駅舎設備 駅舎軒天井設備更新

仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「市 2 6 — 3 7 駅舎設備 駅舎軒天井設備更新」に適用する。

2. 適用基準

業務実施にあたって設計図書等に記載のない事項は、次の各号に掲げる基準等の最新版を適用する。

(ア) 建築工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築改修工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築設計基準及び同解説

(イ) 電気工事設備

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・電気設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

(ウ) 機械設備工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3. 施工場所

千城台駅

4. 施工内容、寸法、使用材料

- ・千城台駅軒天井設備（給水管・汚水雑排水管・雨水管）の更新を行う。

※既存と同じルートで更新する配管については、基本的にはアンカーは再利用とするが、アンカーの再利用が不可能な場合は、アンカーの打替えを行うこと。

- ・別添の数量内訳書、指示書に従うこと。

- ・ 建築材料の製造品、製品、施工業者等は、特記されたモノまたは同等品以上とする。
ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。
- ・ 施工に当たっては、現地にて計測を行った上で形状寸法を確認すること。
- ・ 図中の補修範囲は、現地踏査及び点検結果に基づくものであり、施工に当たっては、
現地状況を十分に把握し、監督員の了承の上で行うこと。
- ・ その他現場の状況から、工事内容を変更しなければならない箇所が発見された場合は、
監督員と打合せをおこなうこと。
- ・ 夜間（21：00～5：00）道路規制を行い、高所作業車にて作業することとする。
- ・ 給水管および汚水雑排水管を更新する際は、原則として駅舎内のトイレ及び水道の使用を
中止するものとする。それに伴い、地上階に仮設トイレを設置すること。

5. 安全対策

別添の作業安全事故防止マニュアルに従うこと。

6. 監督員の立ち会い

監督員が立ち会いを指定した事項については、監督員の立ち会いのもと行わなければならない。

7. 検査時期との重複

当該工事において、工事と検査の時期の重複が想定される場合は、検査が行える体制を整えるため、監督員と協議すること。

8. 書類の提出

【施工前】

- ・ 施工計画書（監督員が求める場合に限る）
- ・ 工事着手届
- ・ 業務主任技術者届
- ・ 現場代理人届

【完成後】

- ・ 工事写真台帳
- ・ 施工図
- ・ マニフェスト
- ・ その他監督員が指示するもの
- ・ 工事完成通知書
- ・ 工事目的物引渡申出書

9. 成果品の提出

電子記録媒体（DVD－R又はCD－R）、施工計画書、工事写真台帳、その他監督員が指示するもの（PDFファイル、データ作成したものはデータファイル）はウイルス対策セキュリティ対策を講じたうえ、ディスクファイルに収納し、正・副2式を成果品として提出するものとする。